

理事・監事及び評議員等の報酬等に関する規程

《目的》

第1条 この規程は、社会福祉法人麦の芽福祉会(以下「法人」という。)の定款第9条及び第23条に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。尚、報酬は職員のような労働の対価としての生活給的給与ではなく、あくまで、労力提供奉仕としての薄謝的性格である。

《定義》

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

《報酬等の支給》

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- 2 役員等が法人の特定の運営業務にあたった場合は、それを担う担当役員等に、特定業務執行の対価として別表1により報酬を支給することができる。

《理事会及び評議員会等への出席》

第4条 役員等が理事会及び評議員会等に出席したときは、非常勤役員等の会議出席手当支給規則により支給する。

《報酬等の支給方法》

第5条 第3条2項に定める報酬の支給時期は、毎月25日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程第10条の規定に準じて支給する。支給方法は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

- 2 非常勤役員等の会議出席手当支給規則によるものは、その都度、現金で支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあったものを控除して支給する。

《旅費及び費用》

第6条 役員等が第4条にある非常勤役員等の会議出席手当支給規則に定める理事会・評議員会等出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別に定める役員等の旅費に関する規定に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が業務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

《報酬等の日割り計算》

第7条 新たに常勤の理事または別表1で月額報酬の対象となる非常勤理事に就任した者には、その日

- から報酬を支給する。
- 2 常勤の理事または別表 1 で月額報酬の対象となる非常勤理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事または別表 1 で月額報酬の対象となる非常勤理事が死亡によつて退任した場合、その月までの報酬を支給する。

《端数の処理》

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

《公表》

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

《補則》

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

《改正》

第 11 条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、「役員及び評議員の旅費・報酬等に関する規定」を廃止し、2017 年4月1日より適用する。

別表 1

名 称	報 酬 額
特定業務理事	(月額) 70,000円